

意見書

2021年6月28日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課御中

151-0053

東京都 渋谷区 代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和3年5月29日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
特定光信号端末回線伝送機能（フレキシブルファイバ）について	<p>フレキシブルファイバが卸から接続になることで、提供条件が明確化されること自体は望ましいことと考えます。</p> <p>現在卸で利用している事業者が接続に移行する場合の条件や手続きについては、接続事業者と十分協議の上で決定することを要望します。</p> <p>また、今後ルーラルエリアのフレキシブルファイバの認可申請も予定されていますが、光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。人口が少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフレキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることになります。これは地方の振興にとって悪影響になることから、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。</p>
特定光信号端末回線との接続に係る経過措置	<p>フレキシブルファイバを複数の事業者間で共用する場合の接続料および条件については、フレキシブルファイバに関する今後の一般的なルールになりうることから、現在利用中の事業者に限らず、接続事業者等の意見を広く取り入れ、原則として接続約款の変更手続により規定する必要があると考えます。</p>